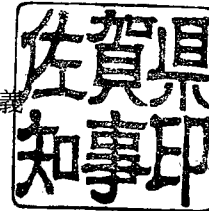


産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市兵庫町大字西湊1677番地6
氏 名 有限会社富士環境
代表取締役 篠崎 勝政

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 5年（2023年）10月23日
許可の有効年月日 令和10年（2028年）10月22日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類、木くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市富士町大字関屋字東岳5074番2
設置年月日	平成13年8月24日
処理能力	廃プラスチック類：10t/日（8時間） 木くず：37t/日（8時間） 金属くず：78t/日（8時間）
許可年月日	平成11年（1999年）9月30日（廃プラスチック類） 平成13年（2001年）2月1日（木くず（みなし））
許可番号	佐賀県指令11廃第5号（廃プラスチック類）

3. 許可の条件

無

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年10月23日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。